

# 2月2日(月)から 戸籍届け出の**本人確認**に ご協力ください



最近、全国的に、本人の知らない間に第三者によって婚姻などの届け出がなされるといった、虚偽の戸籍届け出事件が発生しています。事件により被害にあわれた方やその家族の方々に大きな精神的苦痛を与えるときも、戸籍に対する信頼性をも損ねかねない状況が生じています。

そこで、一月二日(月)から戸籍に関する届け書を提出する方の本人確認を行うために、身分証明書の提示をお願いすることになりました。ご協力をお願いします。

## 身分証明書が必要な届け出

婚姻届      協議離婚届  
養子縁組届      協議離縁届

## 本人確認の方法

運転免許証 又は パスポート など  
官公署が発行した、顔写真付きの身分証明書で確認しますのでお持ちください。

## 本人確認ができない場合

本人確認ができなくても届け出すことはできますが、後日確認ができなかった届け出人に対しては、届け出があったことを郵便でお知らせします。

詳しくは、住民係(内線141)へどうぞ。

